



条例改正新旧対照表

令和6年3月5日

丹波篠山市

目 次

議案第 2 5 号 丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1
----------------------------------------	---

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行				改正案																	
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																		
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																		

団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
備考				備考			
<p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>				<p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>			